

野田市子どもを虐待から守るための関係機関の連携ガイドライン

(目的)

本ガイドラインは、野田市、柏児童相談所、野田警察署、野田市内の病院、学校・保育所、保健所、民生委員等子どもを守ることができる立場にある機関が、虐待の疑いのある案件を抱え込むことなく、漏れなく確実に情報共有の上、それぞれの機関の能力、役割を最大限に生かし連携して活動することにより、ベストの取組みで子どもを虐待から守り、救う活動を行うための取組を定めるものである。

(そのために必要な取組み)

1 基本理念の制定と関係機関の共通理解

「Working Together 関係機関が連携してがんばろう」を基本理念とする。

児童虐待は一つの機関で対応できるほど甘い問題ではなく、虐待案件を認知した各機関が案件を抱え込むことなく、また、他の機関が無関心であることなく、漏れなく確実に関係機関で情報共有し、それぞれの機関の能力、役割を最大限生かし連携して子どもを虐待から守り、救う活動を行うことを、関係機関の共通の理解とする。

2 関係機関の連携確保、信頼関係の構築に向けた取組

(1) 野田市に要保護児童対策地域協議会を設置し、その実務者会議において、虐待が疑われる案件を関係機関が漏れなく確実に共有し、連携して子どもを虐待から守り、救う取組を推進するためのガイドラインを策定する。

(2) 関係機関が他機関の業務の内容、役割、貢献について理解し、敬意を表し、信頼関係を構築し連携した活動が行えるよう、毎年適切な頻度で合同研修を実施することとする。

3 学校における虐待の疑いの把握・通報

(1) 学校、幼稚園、保育所(以下「学校」という)は、児童又は保護者(同居人、家庭に出入りする異性を含む。以下同じ)に下記の兆候が見られる場合には、躊躇することなく直ちに市児童家庭課に通報しなければならない。ただし、①から⑤の場合には警察にも併せて通報するものとする。

①児童の身体にあざ・傷がある場合

②児童に年齢にそぐわない性的な言動が見られる場合

③児童からが保護者から暴力、性的な行為を受けている、殺してやるなどと言われていると言われた場合

④保護者が児童に対して暴力をふるい、殺してやるなどの暴言を行ったと認められる場合

⑤同居又は頻繁に出入りする異性の存在が認められる、継父・継母で関係が良好でないと認められる場合

⑥児童が病気等正当な理由なく欠席が続く場合

⑦児童が汚れた服を着ている、風呂に入っていない様子、給食をガツガツ食べる、家の中が乱雑である、夜間子どもだけで家庭にいるなどネグレクトを受け

ている恐れがある場合

⑧その他①から⑦に準ずる事案が認められる場合

(2)学校は、前項により通報した児童について、常に虐待を受けていないか注意深く見守り、前項①から⑧の兆候(以下「危険な兆候」という)が認められる場合には躊躇なく直ちに市及び警察に通報するものとする。

(3)学校は、市等の関係機関と連携し、不登校・長期欠席の児童について、二週間に一度をめぐりに家庭訪問し、子どもと直接話をし、安否を目視で確認する。保護者から面会拒否、祖父母に預けているなどの説明をするのみで子どもの安全を目視で確認できない場合には直ちに警察に通報する。警察は直ちに子どもの安否を確認し、けが、衰弱等している場合には緊急に保護するものとする。

3 家庭訪問、子どもの安否確認等

(1)関係機関は、担当する案件につき事案の深刻度に応じて適切な頻度で家庭訪問、保護者、子どもとの面談等(以下「家庭訪問等」という)を行い、子どもの安否確認、保護者への指導支援を行い、その状況を市児童家庭課に速やかに報告することとする。市児童家庭課は次に開かれる要対協実務者会議の場で資料配布等により他の関係機関とその状況について情報共有する。

(2)上記(1)の家庭訪問等を行った際、危険な兆候が認められる場合又は職員が保護者から面会拒否、暴力や威嚇する言動を受けた場合には、関係機関は直ちに警察に通報することとする。担当していない関係機関も同様に直ちに警察に通報することとする。

(3)市は、子どもに乳幼児健診を受けさせない保護者に対しては、受診を説得することとし、説得にもかかわらず受け入れられないときは、児童手当の銀行振り込みを止め、窓口での手渡しにすることとし、手渡しの際に子どもの安否を確認するものとする。

(4)警察が自ら把握した案件及び市・児童相談所から提供を受けた案件につき、110番、相談、DV対応、巡回連絡やパトロール等で当該家庭に対応した場合又は、迷子・深夜徘徊・家出少年、犯罪被害少年として、あるいは非行少年として保護・補導等した子ども(以下「保護した子ども」という)が被虐待児と判明した場合には、その状況を市児童家庭課、児童相談所、子どもの在籍する学校・保育所等の関係機関に速やかに通報する。また、警察は、保護した子どもについては、学校、児童相談所と連携し、虐待防止のため保護者への指導支援、子どもの安否確認、立ち直り支援を継続的に行うものとする。

(5)警察は市または児童相談所に、把握している虐待家庭に係る保護者のDV、暴力的な犯罪に関する情報、児童の深夜徘徊、家出、犯罪やいじめの被害、非行等の情報について提供する。

4 一時保護とその解除

(1)子どもの安全を確保するために短期間のものを含め一時保護を躊躇せず、市、警察、病院、学校等からの情報・意見を幅広く入手し、特に専門的な医師の見解は十分に尊重する。

(2)一時保護を解除する場合には、事前に警察に家庭の状況等に関して調査を依

頼するなど子どもの安全を十分確認するとともに、家に戻した場合の関係機関と合同での家庭訪問等の計画を策定する。子どもを家に戻した場合には、同計画に従って関係機関が家庭訪問等を確実に実施し、子どもの安全確保を徹底する。

(3)一時保護した子どもについては、警察等の協力を得て可能な限り通学できるようにし、保護された子どもの学習する機会を保障する。また、児童養護施設や里親などに一時保護委託を進める。

5 0歳児の虐待死防止と里親委託、特別養子縁組の推進

(1)市は、予期せぬ妊娠等子育て困難な妊産婦を医師、福祉機関等が把握した場合に市への通報の励行を確保するため医師会その他の団体との協力関係の構築に努める。

(2)児童相談所は、(1)に係る乳児を含め対応する児童について、養子縁組、里親委託等を市、民間団体とも連携し積極的に推進する。

6 被害児童の回復支援

市、児童相談所、警察が連携し、性虐待等重度の虐待を受けた子ども、家族以外の者から性犯罪被害を受けた子どもが、精神的な回復のため専門的な治療を受けることができるよう努める。

7 虐待親に対する精神医学的アプローチ

再発防止と虐待親の立ち直り支援のため、虐待親が専門的な治療を受けることができる制度の構築に努める。

野田市要保護児童地域対策協議会実務者会議運営ガイドライン

○市児童家庭課は、前月に把握した案件(新規案件)と現在対応継続中の案件(継続案件)の概要を記した「進行管理台帳」を作成・管理する。

○それぞれの案件につき、家庭訪問、面談等の対応した機関、又は当該家庭に関し何らかの動向を把握した機関は、市児童家庭課にその都度連絡する。児童家庭課はそれを進行管理台帳に記載し、常に最新の状況に更新する。

○案件は「一時保護(解除)案件」(様式 1)、「暴力・性虐待案件(刃物を持ち出す、殺してやるなどの言動含む)」(様式 2)、「長期欠席・不登校案件」(様式 3)、「特定妊婦案件」(様式 4)、「その他案件」(様式 5)に分類して、進行を管理する。

○実務者会議は原則毎月 1 回開催する(定例会議)こととするほか、必要な場合には随時に開催することができる。定例会議では最新の「進行管理台帳」を会議に提出し、新規案件の概要を報告・意見交換するとともに、個別の対応を検討する必要がある案件は「個別支援ケース」として検討する。このほか個別支援ケースについては必要な場合に随時実務者会議を開催して検討する。

○将来的には、関係機関で情報共有システムを整備し、パソコン等で常時最新の情報を共有できるようにする。